

この章では、知的創造サイクルの好循環を一層発展させて行くための特許庁の各種支援事業を、中小・ベンチャー企業向けに特化した支援事業と一般向けの支援事業（一般向けの支援事業は、知的創造サイクルにおけるそれぞれの局面に共通した支援及び、「創造」、「保護」、「活用」の局面とに区別して記載）について紹介する。

## 1 中小・ベンチャー企業への支援事業

### ①対象者別セミナーの開催（問い合わせ先：経済産業局及び沖縄総合事務局特許室）

中小・ベンチャー企業の経営者や技術開発責任者等を対象として、知的財産権の戦略的な権利取得と特許情報の戦略的な利用方法などを解説する「中小・ベンチャー企業向けセミナー」を経済産業局及び沖縄総合事務局単位で地域別に開催している。（詳細は「第1部第6章② 各支援事業の概要」を参照）

### ②講習指導事業の実施（問い合わせ先：（社）発明協会支部）

中小・ベンチャー企業を対象として、産業財産権制度の普及及び活用を図ることを目的に各地域で講習会（特許普及講座及び地域機関の実施する催事に講師を派遣）を開催している。

### ③相談指導事業（問い合わせ先：（社）発明協会支部）

中小・ベンチャー企業を対象として、産業財産権に関する具体的な事例について個別相談（特許相談会、商標書換相談会及び特許講習・指導相談会）を全国170以上の地域で実施している。

### ④先行技術調査（問い合わせ先：（社）発明協会支部）

中小・ベンチャー企業を対象として、特許制度や1994年1月に導入された新実用新案制度において必要不可欠となる先行技術調査を全国47か所において実施している。

### ⑤特許・実用新案の早期審査・早期審理（問い合わせ先：特許庁調整課、審判課）

2000年7月より、基礎的研究成果の早期活用、独創的研究開発を行う出願人の支援、国際的経済活動の早期支援など我が国の産業競争力の強化を目的とし、従来の実施関連・外国関連の出願に加え、我が国産業競争力強化のために重要な役割を果たすことが期待されている、中小・ベンチャー企業の出願に対しても、事情説明書の提出に応じて早期に審査、審理を行っている。（早期審査についての詳細は「第1部第2章①2. 時代の要請に応えた審査への取組」、早期審理についての詳細は「第1部第2章④4. 審判部の取組」を参照）

### ⑥特許の巡回審査・審理（問い合わせ先：特許庁調整課、審判課）

審査官・審判官との面接の機会の少ない地方の中小企業等の出願人の支援を図るために、審査官が当該地域に出張して面接審査を行う「巡回審査」及び審判官が出張して審理を行う「巡回審理」を、1996年度から実施している。（巡回審査についての詳細は「第1部第2章①2. 時代の要請に応えた審査への取組」を参照）

### ⑦特許料等の減免措置（審査請求料、特許料の減免）

2000年1月より、特許法に基づき、資力に乏しい中小・ベンチャー企業に対して、1～3年分の特許料と審査請求料の軽減又は猶予措置を設けている。

また、2000年4月より、産業技術力強化法に基づき、研究開発型中小・ベンチャー企業や国公立の大学・高等専門学校・大学共同利用機関の研究者及び公立又は私立の大学・高等専門学校の設置者を対象とし、1～3年分の特許料と審査請求料の軽減措置を設けている。

## 2 一般への支援事業

### 1. 制度普及活動

#### ①知的財産権制度説明会の開催（問い合わせ先：特許庁総務課地方班）

社会人一般に対して、受講対象者のレベル（初心者及び実務者）に応じた制度説明会や法律改正等の最新事情に関する説明会を全国各地で開催し、国民全体の特許に対する意識の向上を図っている。（詳細は「第1部第6章<sup>2</sup> 各支援事業の概要」を参照）

#### ②発明の日記念事業（問い合わせ先：特許庁総務課広報班）

毎年、4月18日の発明の日を記念して、特許庁の他、各経済産業局及び沖縄総合事務局所在地の全国9か所で、講演会、展示会等を開催し、産業財産権制度の普及、啓発を図っている。

### 2. 各種相談等

#### ①産業財産権（特許・実用新案・意匠・商標）に関する相談等

（問い合わせ先：経済産業局及び沖縄総合事務局特許室、（独）工業所有権総合情報館）

各経済産業局及び沖縄総合事務局の特許室では、産業財産権の出願から登録までの手続、及び権利活用等に関する支援等を行っている。また、産業財産権の出願手続等に関する一般的な相談については独立行政法人工業所有権総合情報館で実施している。（相談業務は、窓口の他、手紙、電話、E-mail等により実施している）

#### ②特許取引及び産学特許移転の支援（問い合わせ先：知的所有権センター）

知的所有権センターでは、特許の円滑な導入や、自身が保有する特許権の活用（ライセンス提供や担保融資等）を支援するため、相談及び、紹介・斡旋等を行っている。

また、地域の研究機関・大学から生まれた研究成果・研究動向の公開を行い、企業への特許技術の移転・実用化の支援を行っている。

#### ③特許情報検索に関する指導・相談事業

（問い合わせ先：（独）工業所有権総合情報館、知的所有権センター）

知的所有権センターでは、利用者からの相談に応え、その目的に応じた特許情報検索方法等について指導し、特許情報検索方法に関する定期講習会の開催や、パンフレット等を作成し、広く地域企業を始めとする利用者に頒布している。

また、独立行政法人工業所有権総合情報館では、知的所有権センターが実施する上記事業を支援するため、特許情報及び特許情報検索に関する専門的知識を有する特許電子図書館情報検索指導アドバイザーを知的所有権センターへ派遣している。

#### ④相談指導事業（問い合わせ先：（社）発明協会支部）

個人を対象として、産業財産権に関する具体的な事例について個別相談（特許相談会、商標書換相談会及び特許講習・指導相談会）を全国170以上の地域で実施している。

#### ⑤外国知的財産権制度に関する相談（問い合わせ先：特許庁国際課調査班）

海外において事業活動を行う企業等からの諸外国の知的財産権制度や最近の改正動向等についての問い合わせに対する相談業務を実施している。（相談業務の一部は、社団法人発明協会のアジア太平洋工業所有権センターでも実施している）

### 3.情報提供

#### ①特許電子図書館（IPDL）

（問い合わせ先：（独）工業所有権総合情報館・地方閲覧室、知的所有権センター）

特許庁が保有する約4,800万件の産業財産権情報（特許・実用新案・意匠・商標の公報類等）をインターネットで提供するとともに、独立行政法人工業所有権総合情報館、情報館地方閲覧室、知的所有権センターにおいては、特許電子図書館情報検索システム（IPDL専用端末）による専用回線で接続し高精度・大画面の端末を用いて、インターネット向けサービスとは異なる操作環境及び機能を提供しており、迅速で安定したIPDLの情報検索を行うことができる。（詳細は「第1部第8章② 特許電子図書館」を参照）

#### ②特許公報類（問い合わせ先：（独）工業所有権総合情報館・地方閲覧室）

独立行政法人工業所有権総合情報館では、日本国特許庁が発行した全てのCD-ROM公報や、30か国・3機関の外国特許庁等が発行した公報をCD-ROMにより収集し、閲覧提供している。また、日本国特許庁が発行した1988年から1992年までの公開公報を1年ごとに分類整理した紙公報や、約80か国の紙媒体の外国明細書等が閲覧可能である。

（地方閲覧室においては、日本国特許庁発行のCD-ROM公報が閲覧可能）

#### ③審査・審判資料の提供（問い合わせ先：（独）工業所有権総合情報館）

独立行政法人工業所有権総合情報館では、審査・審判に必要な図書、雑誌等の技術文献を収集・整理し、一般の方へ閲覧提供するとともに、特許庁への貸出も行っている。

#### ④登録原簿の閲覧及び認証謄本

（問い合わせ先：特許庁出願支援課、経済産業局及び沖縄総合事務局特許室）

登録原簿の閲覧及び認証謄本の交付は、特許庁の他、各経済産業局及び沖縄総合事務局の特許室において、特許・実用新案・意匠・商標登録原簿の閲覧及び認証謄本の交付を受けることができる。

#### ⑤産業財産権に関連する情報（問い合わせ先：知的所有権センター）

知的所有権センターでは、地域の産業政策や産業界のニーズに即して、特許情報を始めとして各種技術文献から必要な情報を整理・分析した個別の技術情報やマクロ統計情報等を、各種メディアを通じて地域企業に積極的に発信している。

#### ⑥特許活用企業の情報（問い合わせ先：特許庁技術調査課知的財産支援室）

特許庁では、知的財産権の活用による経営改善の転換を図ろうとする中堅・中小企業への参考に資することを目的として、全国の中堅・中小企業の中から知的財産権を経営の柱として積極的に活用している企業161社を掲載した「特許活用企業事例集」を、2001年11月に発刊し、全国の各経済産業局及び沖

縄総合事務局特許室等を通じて広く頒布している。(特許庁ホームページ上でも掲載中)  
(URL : [http://www.jpo.go.jp/info/katuyou\\_jireisyuu.htm](http://www.jpo.go.jp/info/katuyou_jireisyuu.htm))

#### ⑦開放特許活用例集(問い合わせ先:(独)工業所有権総合情報館)

独立行政法人工業所有権総合情報館では、特許流通データベースに登録されている開放特許の中から製品化可能性の高い案件を選定し、これら有用な開放特許の有効利用を目的としたビジネスアイデア集として、開放特許活用例集を作成している。

冊子による配布のほか、情報館ホームページ上でも公開している。

掲載された特許技術に関して特許提供者と連絡を取りたい場合には、特許提供者に直接コンタクトを取るか、特許流通アドバイザーを通じて連絡を取ることができる。(詳細は「第1部第4章②3. 開放特許情報等の提供」を参照)

#### ⑧特許流通支援チャート(問い合わせ先:(独)工業所有権総合情報館)

独立行政法人工業所有権総合情報館では、企業が特に異業種分野からの技術導入を図る際の参考となるように、技術テーマごとに特許情報に基づいた主要企業とその特許を体系的に分析した、特許流通支援チャートを作成している。

情報館ホームページ上で公開しているほか、情報館図書閲覧室、特許庁職員閲覧室、各経済産業局及び沖縄総合事務局の特許室、各都道府県の知的所有権センターにおいて冊子による閲覧ができる。(詳細は「第1部第4章②3. 開放特許情報等の提供」を参照)

## 4. 創造期の支援

### ①電子出願支援(問い合わせ先:(社)発明協会支部)

オンラインによる電子出願手続への移行の円滑化及び単発的な出願の電子処理の促進を図るため、企業や個人を対象に、電子出願支援事業を実施している。全国47都道府県の発明協会の支部にオンライン出願用端末機が設置されており、特許庁にオンライン出願することができる。また、出願アドバイザーによる電子出願の相談、指導も実施している。

## 5. 保護期の支援

### ①早期審査・早期審理

#### (a) 特許・実用新案(問い合わせ先:特許庁調整課、審判課)

研究開発成果の早期活用、グローバルな経済活動等に対する支援を目的とし、従前より実施関連・外国関連の出願につき早期審査・早期審理を実施している。

それに加えて2000年7月より、基礎的研究成果の早期活用、独創的研究開発を行う出願人の支援など我が国産業競争力強化を目的として大学、高等専門学校、公的研究機関、TLO及び個人の出願についても、事情説明書の提出に応じて早期に審査、審理を行っている。(早期審査についての詳細は「第1部第2章①2. 時代の要請に応えた審査への取組」、早期審理についての詳細は「第1部第2章④4. 審判部の取組」を参照)

#### (b) 意匠(問い合わせ先:特許庁意匠課、審判課)

権利化について緊急性を要する実施関連出願や外国の特許庁等へも出願している意匠出願を早期審査の対象にしており、早期審査の申出から最初の審査結果が通知されるまでの期間は約3か月となっている。

また、拒絶査定不服審判事件についても同様に、申立により早期に審理を行う早期審理を実施している。(早期審査についての詳細は「第1部第2章②3. 早期審査」を参照)

**(c) 商標（問い合わせ先：特許庁商標課、審判課）**

商標出願のうち、出願人が出願に係る商標を使用しているか又は使用の準備を進めており、かつ、第三者が無断で使用しているなど権利化について緊急性を要するものについては、通常審査に優先して速やかに審査する早期審査を実施している。

また、拒絶査定不服審判事件についても同様に、申立により早期に審理を行う早期審理を実施している。（早期審査についての詳細は「第1部第2章③3. 早期審査」を参照）

**②テレビ面接審査・審理（問い合わせ先：特許庁調整課、意匠課、審判課）**

特許・意匠出願については、出願人又は代理人と特許庁審査官・審判官が直接会って、権利取得のための意思疎通を図る面接審査を、特許庁へ出向くことなく行うことができるようにするため、各経済産業局及び沖縄総合事務局の特許室にあるTV会議システムを面接審査・審理の利用に供している。

**③意匠の巡回審査・審理（問い合わせ先：特許庁意匠課、審判課）**

審査官・審判官との面接の機会の少ない地方の企業等の出願人の支援を図るために、審査官が当該地域に出張して面接審査を行う「巡回審査」及び審判官が出張して審理を行う「巡回審理」を、意匠は2002年度から実施している。

**6.活用期の支援****①特許流通アドバイザー（問い合わせ先：（独）工業所有権総合情報館）**

独立行政法人工業所有権総合情報館では、企業や大学、公的研究機関等が保有する開放可能な特許技術と、中小・ベンチャー企業等の技術導入に対するニーズを発掘し、マッチングを図ることを目的に、知的財産権や技術移転に関する豊富な知識・経験を有する専門人材である特許流通アドバイザーを、都道府県・TLOからの要請により派遣している。

特許流通アドバイザーの主な活動は、都道府県においては、地域中小企業等の特許導入ニーズを調査し特許提供者を探すことであり、TLOにおいては、大学・公的研究機関の特許シーズを発掘し、特許導入企業を探すことである。この他、特許流通ノウハウに関する指導や相談、特許流通データベースへの登録支援等、知的財産権の活用を中心に幅広い活動を行っている。（詳細は「第1部第4章②2. 人材活用による特許流通の促進」を参照）

**②特許流通データベースによる開放特許情報の提供**

独立行政法人工業所有権総合情報館では、活用可能な開放特許を産業界や地域の企業に円滑に流通させ実用化を推進していくため、企業や大学・公的研究機関等が保有する提供意思のある特許をデータベース化し、インターネットを通じて公開している。

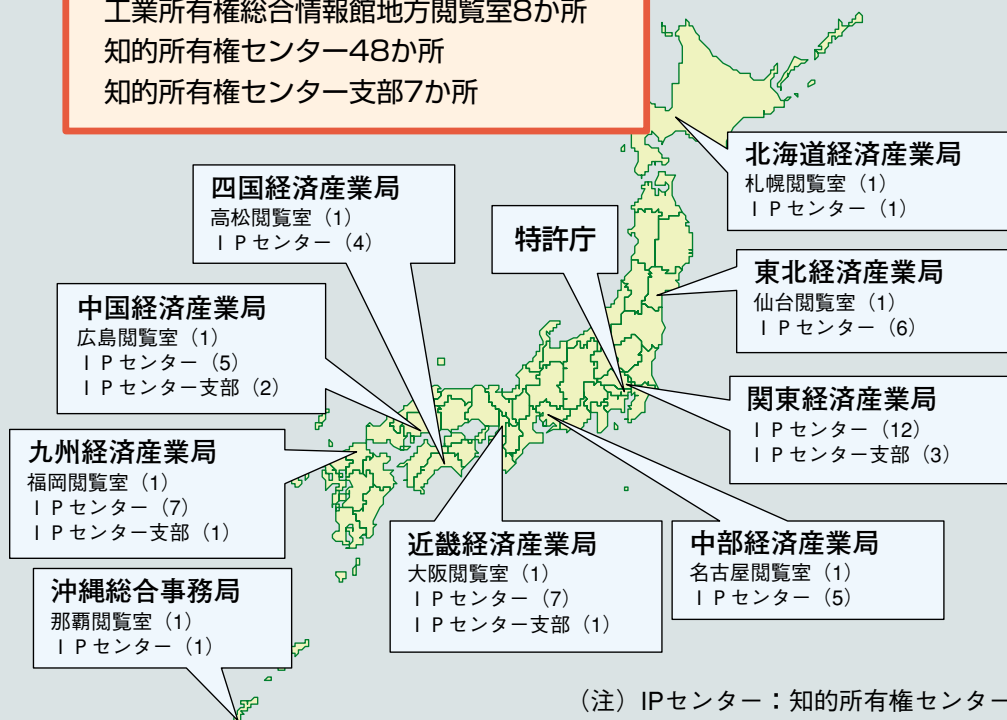
「ライセンス情報（譲渡含む）」及び「ニーズ情報（導入希望情報）」とも、データの登録は誰にでもできるオープンなシステムとなっているほか、特許電子図書館（IPDL）とのリンクにより関連する特許情報（特許公報、出願経過情報）を見たり、企業のホームページとのリンクにより企業情報を見たりもできる。（詳細は「第1部第4章②3. 開放特許情報等の提供」を参照）

**③特許流通フェア等の開催（問い合わせ先：特許庁総務課地方班）**

特許流通フェアは、特許市場活性化のための環境を整備する事業であり、1997年度から各経済産業局及び沖縄総合事務局で開催している。本フェアは、特許の提供又は導入を希望する企業、大学、研究機関、仲介事業者、技術コンサルタントなどが直接交流する「出会いの場」を提供するものであり、出展料、入場料は無料となっている。（詳細は「第1部第4章②5. 特許流通フェアの開催」を参照）

## 経済産業局及び沖縄総合事務局の特許室、知的所有権センター等の設置状況

経済産業局8か所、沖縄総合事務局1か所  
 工業所有権総合情報館地方閲覧室8か所  
 知的所有権センター48か所  
 知的所有権センター支部7か所



特許室は、各地方経済産業局及び沖縄総合事務局の全国計9か所に設置されている。

独立行政法人工業所有権総合情報館地方閲覧室は、全国計8か所に設置されている。

知的所有権センターは、地域における特許情報提供の拠点として、1996年度より、全国の都道府県に設置されている。特許情報提供・特許情報検索に関する支援や相談事業を行っている。